

令和6年度（第1回） ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会 議事要旨

1. 開催日時 令和6年7月22日（月）10：00～12：15
2. 開催場所 AP 新橋K会議室及びWEB（各所）
3. 出席者
検討委員 : 永田委員長、川本委員、宮田委員、若松委員（以上、対面出席）、岡田委員、酒井委員、高岡委員、東委員、松藤委員（以上、WEB 出席）
オブザーバー：北九州市、愛知県、豊田市、東京都、大阪市、北海道、室蘭市、環境省、厚生労働省、経済産業省、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団（以上、WEB 出席）

4. 議題/議事（公開）

【開会挨拶】

開会に際して、JESCO 鎌形社長より挨拶があった。

PCB 処理事業について、昨年度は大きなトラブルもなく事業を進め、北九州、豊田、大阪事業所は、全ての処理が完了し、3月末をもって操業を終了した。東京、北海道事業所は処理を継続するので、引き続き、緊張感を持って事業を進めていく。解体撤去については進捗を報告するとともに、解体撤去実施マニュアルの一部改訂等について審議を願いたい。PCB 廃棄物処理事業の記録の取りまとめについても審議を予定している。

【議題】

(1) 高濃度 PCB の処理の完了に向けた取り組みについて：環境省 （資料1）

- ・ 低濃度 PCB 汚染機器の中に高濃度 PCB 機器が紛れていたとのことだが、このことについての対応は如何に。
 - 今後、発見事例等により周知していく。（環境省）

(2) 北九州、豊田、大阪事業の営業物処理の終了について （資料2）

- ・ 資料2の4ページ、R5の11月で登録件数が伸びている。登録終了後も上昇したと考えてよいか。
 - 現時点で登録終了後に多数の事案が顕在化しているという状況にはない。登録終了後に発生しているものについては、今後北海道事業所にて受け入れて処理を行っていく方針が決まったところである。
- ・ 資料2の4ページと9ページ、安定器・汚染物のグラフはプラズマ処理の実績か。大阪事業所におけるK社残渣の処理は、どこに記載されているのか。
- ・ 併せて、以前より同委員から安定器と汚染物は分けて表示した方がよいという指摘があるが、9ページのグラフではこの対応ができないか。
 - 北九州事業所でのプラズマ処理の実績である。K社残渣の処理については、PCB 油として処理されているため大阪事業所の処理量に含まれている。棒グラフは、ご指摘を踏まえ安

定器と汚染物に色分けして記載する。

- 資料 2 の 3 ページ、豊田事業所について、処分期間末の 1 年前（R2 年度末）に新規登録のピークがあるが、どういった事情か。状況を分析し、資料に反映してほしい。
 - R2 年度にピークがあったのは、新型コロナ対応での助成があり、その駆け込みではないかと考えられるが、状況を確認して追記したい。

(3) 東京、北海道事業の総ざらい等に関する JESCO の取組状況について (資料 3)

- 北海道と東京については、今後搬入量は大幅に減少する。効率的に処理を計画し、進めてほしい。
- 資料 3 の 1 ページ、東京・北海道事業エリアの状況で、未搬入の保管事業者の記載があるがどういう状況か。
 - 一部未契約の業者もあるが、処理手続難航者ではない。今後順次契約、処理を進めていく。

(4) 各部会・監視委員会等の取組状況について (資料 4)

(5) 各 PCB 処理事業の進捗状況について (資料 5)

- 資料 5 の 16 ページ、トラブルの発生件数は H22 年度がピークであるが、トラブル対策チームを令和 2 年に設置したのはなぜか。
 - 原因究明及び再発防止対策の検討などの対応については、それまでと同様の対応を行ってきた。トラブルの件数の削減が停滞したことから、令和 2 年からは分析を確実に行う目的で、外部の知見も導入するためトラブル対策チームを立ち上げた。
- そのような経緯を資料に追記すること。また、トラブルの発生件数と処理量の関係が分かるように、処理量の経年変化をデータ化し、表及び図で示してほしい。図 7 は H17 年度からスタートしているが、統一して H16 年度からとできないか。
 - 確認し、対応する。
- 資料 5 の PCB 処理の実績に、PCB 分解量の数値も入れられないか。
 - 確認し、対応する。
- 解体撤去の進め方については、各事業部会で計画等をしっかり確認していただきたい。
- 北九州事業部会では、現場を見て状況を見てという実質的な対応を行っている。
- JESCO は、専門家の委員の意見を聞き、計画等をよく確認していただきながら対応することが必要である。後で問題が生じたときに、どのように決定されたのか説明できることが肝要である。
 - 北九州事業部会では、実施計画等の説明を十分に行い、また、工事の進捗状況も適時のタイミングで報告しており、今後ともしっかり対応していく。
- 資料 5 の 8 ページ、モニタリングの内容は作業時に変化があったのか。また、解体に入っていくと内容が変わるのか。
 - 採取する生物の種類や土壌採取の場所が変更になるなどはあるが、作業時のモニタリング内容に基本変化はない。また、解体時のモニタリングは、作業時と同等に実施するこ

ととしている。

- 解体撤去工事でのモニタリングの規定については、東京事業部会において作成したものであるので、参考にしていただきたい。今後はマニュアル改訂の場にも提示し、検討願いたいと考えている。

(6) JESCO 施設における長期保全計画の取組状況について (資料 6)

- 各事業所の長期保全計画の内容について、本社でも適切と判断して進めているか。
 - 本社と各事業所とで連携して確認、推進している。

(7) PCB 廃棄物処理施設の解体撤去の進捗状況等について (資料 7-1、資料 7-2)

- 資料 7-1 の 26 ページ、豊田の解体撤去スケジュール、先行解体工事に高濃度 PCB を中心に扱う設備の解体撤去の記載があるが、高濃度 PCB を中心に扱う設備の解体撤去となると本格工事との整理が必要である。先行解体と本格解体との仕分けを行い、実施計画は先行解体で行ったものでも、実際の工事は本格解体の期間で実施されものは、本格解体に変更したほうがよいのではないか、検討してほしい。
- 資料 7-1 の 12 ページ、北九州 1 期の解体物は無害化処理認定施設への払い出しとあるが、有価や産廃として払い出すことはないのか。適切な払出しの対応をしてほしい。
 - 効率的、効果的な対応を考えていく。
- 解体撤去においてどの程度の人工がかかるのかという情報も入れていただきたい。
- 北九州と大阪事業所の解体現場を見せていただいた。リバースエンジニアリングとして、こうしておけば解体撤去工事が実施しやすかったなど、今後の参考になる情報を整理して、報告書等に記載いただきたい。
- 北九州事業所の解体撤去について、土壤汚染調査は 2 期の建築物の解体時に実施するとのことだが、1 期の建築物の解体工事の際はどのような確認を行うのか。
 - 1 期の解体工事においては、これまで行っている周辺の土壤汚染調査などのモニタリングで確認する。
- 資料 7-2、解体撤去工事監査については、今回の審議で（案）を取り実施を進めたいと思うが、異議ないか。
 - 異議なし。

(8) 解体撤去実施マニュアルの一部改訂について (資料 8)

- 資料 8 別紙 1 の 62 ページ（作業者の安全衛生の確保）や 82 ページ（保護具の管理）について、有資格者の選任など安全衛生の新法規に対応していない部分が見受けられるので、合わせて対応いただきたい。
 - 作業安全衛生部会で取りまとめたいただいた報告書を確認し、対応する。

(9) 内部技術評価の実施について (資料 9)

- 北海道事業所で令和 5 年度、改善、検討等が望ましい事項とあるが、それは何か。

- 資料5別紙3に記載のオートストレーナからの溶剤漏洩のトラブルがあり、作業者への教育を含むトラブルの再発防止対策の徹底を所見として記載している。
- そのトラブルを資料に記載した方が分かりやすいので、対応願いたい。
 - 対応する。

(10)PCB 廃棄物処理事業記録の作成について (資料 10)

- 作業員の健康診断結果、血中 PCB 濃度、凍結血液等、データや試料の保存について検討していただきたい。
- 各事業の監視委員会の状況についても記録にまとめていただきたい。
 - 本委員会や作業安全衛生部会等の意見を聞きながら進めていく。

5. 事務局からの連絡事項

次回の委員会の日程は委員長と相談の上、改めて連絡する。

本日の議事要旨は委員方の確認を経て、ホームページに公開する。

以上